

# 中世後期の寺院と「檀那」の関係について

田 中 浩 司

## はじめに

本稿は、中世後期における寺院と檀那の関係について検討することを目的とする。

江戸時代の幕藩体制下、寺請制確立後の檀那、寺檀関係については、圭室文雄氏などによる多くの研究蓄積があり、イメージもつかみやすい<sup>(1)</sup>。それに比べて、中世の檀那、あるいは寺檀（師檀）関係については、かならずしも明らかではない。

日本史に関する最も詳細な辞書といえる『国史大辞典』（吉川弘文館）で「檀那」の項（圭室文雄氏執筆）を引くと、「<sup>①</sup>梵語のdānaで本来は布施の意であるが、江戸時代には檀越dāna patiと同義語として寺の施主（せしゅ）や檀家の呼称とした。<sup>②</sup>中世には寺を経済的に保護する者を外護（げご）者と呼んでいたが、江戸時代には檀那（檀家）と呼んだ。・・・」とある（・・・以下は、江戸時代を念頭においていた叙述と思われる所以略した。①②の記号と下線は、筆者の田中が便宜のため付したものである。以下同じ）。

日本仏教史に関する比較的新しく、まとめた成果である、今泉淑夫氏編『日本佛教史辞典』（吉川弘文館、1999年）の「檀那」の項をみると、これも圭室文雄氏の執筆にかかり、ほぼ同内容である。

『岩波日本史辞典』（1999年）の「檀越」の項（無記名原稿）では、「〈だんおち〉〈だんのつ〉とも。<sup>③</sup>〈檀〉は施、〈越〉は主の意。施主せしゅ・檀

那だん。仏道修行に励む衆僧に財物を施与し、功德を期待する世俗の信徒。官寺・定額じょう寺・御願ごがん寺では朝廷・武家が、氏寺では氏一族が檀越としてその存続を経済的に支えた。」と記されている。

『岩波日本史辞典』で「檀家」の項を引くと、「<sup>④</sup>特定の寺院（檀那寺）と半永続的な葬祭供養の関係を結び、布施などを行なって寺院財政を支える俗人の家。近世初頭には・・・(以下略)」とあり、時代的には江戸時代を念頭においた記述といえよう。

このほか、『日本史広辞典』(山川出版社、1999年)の場合、「檀那」「檀越」の項目はなく、「檀家」の項で上記の下線部③④の内容を総括的に述べている。

これらの語釈について、まず気づいた点を指摘しておく。『国史大辞典』(『日本佛教史辞典』も含む)の下線部②にある、寺院を経済的に保護する者を、中世には「外護者」と呼んだとする説についてである。たとえば、竹内理三氏・東京大学史料編纂所編『鎌倉遺文』CD-ROM版(東京堂出版、2008年)を検索してみると、外護者の使用例は3件にとどまるが、檀那・旦那の使用例は合計で300件を超える。私見では、中世後期の世俗の史料(聖教類などの教学側の史料ではないという意味)においても、外護者という語は、まずみたことがない。これらの点から、中世において、檀那・檀越が、すべて外護者と呼ばれるようになるかと思わせる記述には納得しがたい。

また、中世史研究において檀那というと、紀伊の熊野那智大社文書にみえる檀那売券などを想起する人が多いように思うが、そうした事例に対する言及がみられない<sup>(2)</sup>。

本稿の後半で主な対象とする五山の檀那・寺檀に関しては、黒田俊雄氏が、足利将軍家を五山の檀那であると位置付けたほか<sup>(3)</sup>、玉村竹二氏が、五山内の塔頭・寮舎に将軍家以外の檀那がおり、それぞれ独自の師檀関係が存在していたと指摘した<sup>(4)</sup>。ここでは、檀那の語については自明のこととして論じられており、今一つ釈然としない。

辞典類にはきびしい文字数制限があり、あらゆる事象について通時的な叙

述をすることは、たいへん困難であると承知している。上記のような疑問や不満を除いて、上記の辞書類から得られる中世における檀那・檀越の語義に関する共通理解とは、寺院・僧侶に対して経済的に保護を与える在俗の者ということになろう。この点を念頭において、以下叙述を進める。

私は旧稿において、16世紀の戦国大名今川氏が、領国における寺社修造にかかわる職人の選択について、その寺社の檀那の差配とする政策を進めていたことを指摘した<sup>(5)</sup>。このことは、それ以前に寺社修造にかかわる職人が当該寺社に対して保持していた、独占的な修造権である「大工職」などの権利が、戦国大名今川氏によって否定されつつあったという流れにおいては理解される。ところが、その史料にみえた檀那の性格、あるいはそれ以前の時期における寺社と檀那との関係はと考えると、かならずしも具体像が浮かばなかった。

そこで本稿では、中世後期の史料から檀那の具体像をさぐり、あわせて五山の塔頭・寮舎の檀那の性格や役割について明らかにしてゆくことを目的とするものである。本稿の視点は、室町幕府・守護(大名)・国人といった武家と、寺院(おもに五山)の関係を、檀那をキーワードにして検証しようという点にある。そのため、史料的には、中世後期の武家法と『蔭涼軒日録』にほぼ限定して検討している。

「檀那」は、「旦那」とも記されるが、本稿では、史料引用を除いて檀那の語で統一する。上記のように、檀越を檀那と同義としている論考もあるので、それも引用部分以外では、檀那の語で統一することとする。これらの点、あらかじめお断りしておく。

## 1. 史料にみえる檀那

### (1) 十方檀那

[史料1]

持明院執檢平大納言大納言殿書状案  
(權)(平經親力)

播磨国清水寺勧進十方檀那、可遂修造之功之由、被聞食了、御奉加事、  
被仰序之由、被仰下候、仍執達如件、

五月廿三日 在判

清水寺住僧中

〔史料1〕は、正和五年(1316)カとされる、院執權平大納言書状案である<sup>(6)</sup>。史料引用には通用字を用い、下線や箇条を示す記号などは筆者による。以下の引用史料も同じ。

〔史料1〕にみえる「序」とは院序のことであり、この〔史料1〕は、後伏見上皇奉加状の添状と考えられている<sup>(7)</sup>。

ここにみえる「十方」であるが、仏教的な世界観において「東西南北とその中間の八方に上下を加えて『十方』といい、万物はその空間に生起するものとの関係において生じる。」とされる<sup>(8)</sup>。そこで「十方檀那」とは、不特定多数のさまざまな形でその寺院を俗の立場から援助する者をさすものと考えられる<sup>(9)</sup>。

〔史料1〕は、鎌倉時代の事例であり、中世後期とはいがたいが、十方檀那に勧進に巡るといった表現は、中世後期においても、寺院側から寄進を求める武家や公家宛の申状や勧進帳などに多くみられるものである。

また、十方檀那の語義は自明のことかもしれないが、これも寺檀関係の一形態であると考え、確認の意味であげた。

## (2) 寺内の人事と檀那

〔史料2〕

渥美郡大窪郷長興寺本寺領・定条々事  
新寄進領

(a) 一檀那之子孫之内に貴僧おき、望彼寺共、住持不可成事

一寺領分百姓等、縱為其身器用共、不可檀那之属被官、其謂者、仮權門之号、為引田畠我物、寺江不公事勤之間、自今以後可停止之也、若又百姓慕望被官共、致折檻不可許容者也、

## (2カ条略)

一百姓忘譜代之在所芳恩之、致逃散、構他所居住候者、自住持届在所之領主、依事叶百姓之望、可被<sup>(令ガ)</sup>早還住也、萬一此上致緩急不歸者、成届在所之領主、檀那子孫相談<sup>(而)</sup>可罪科者也、

## (1カ条略)

右、經數年之背此条於子孫者、限沙汰之大罪也、且被成下破御判之、掠公儀歟、且又矢<sup>(失ガ)</sup>先祖之切間<sup>(功ガ)</sup>、不輕其科者歟、相構々々不可彼寺<sup>(江)</sup>如在之儀存、又当于時住持<sup>(モ)</sup>生替子孫<sup>(ニ)</sup>此趣合申、可被守全守者也、仍為末代置文如件、  
 明応八<sup>(巳)</sup>歳中夏初二日  
 沙弥全久 (花押)

この〔史料2〕は、沙弥全久長興寺定書写であり<sup>(10)</sup>、ここにみえる三河の長興寺（曹洞宗）とは、愛知県渥美郡田原町所在で、署判者の「沙弥全久」=戸田宗光によって明応期に復興され、戸田氏の菩提所になったという<sup>(11)</sup>。

〔史料2〕下線部(a)の趣旨は、檀那の子孫に有能な僧がいたり（招いたり）して、長興寺の住持になることを望んでも認めないとしている。戸田氏が復興したとすれば、史料にみえる檀那は戸田氏である可能性もあり、住持の選任について、寺側に一定の自立性を認めたものといえよう。

## 〔史料3〕

## 定

一任先例、修造勤行等不可有退転事

## (4カ条略)

## (b) 一号檀那、不可綺坊職事

一雖讓与坊職、於不遂出家者、可為寺家計事

右条々、於末代至違背輩者、堅可加成敗者也、仍如件、

天文八年<sup>(己)</sup>二月八日  
 (今川義元)  
 治部大輔 (花押)

## 頭陀寺

この〔史料3〕は、今川義元頭陀寺定書である<sup>(12)</sup>。下線部(b)の箇条にみえる檀那に関する記述によれば、遠江の頭陀寺の坊職の補任に関して、檀那

と号して干渉することを、今川氏が禁じたものである。

頭陀寺の性格は不明ながら、今川氏との深い関係は指摘されておらず、この史料にみえる檀那とは、特定の一族や人物をさすものではなかろう。とすれば、「檀那と号して」、すなわち、檀那であると言って、あるいは、檀那であることをカサにきて、坊職への干渉におよぶ者が、一般的に存在したことを見しているものと考えられる。

[史料4]

予州大通禪寺并宗昌禪寺所定規式事

(c) 一当寺者、自始奉寄進方丈候上者、就諸事、雖為末代、方丈御計を不可違背申、ともかくも當寺旦那方より子細を申へからず、

(2カ条略)

(d) 一当寺造営事に、当山用木等を研事あらハ、時の住持、若ハ僧衆よりして可有御計、旦那方より、寺の事なれハとて研事あるへからず、

(e) 一当寺寄進地、子孫之中聊も不可致違乱、縦寄進状等シテくわしからすとも、御寺よりして知行來事分明ならハ、いつまでもそのことく候へく候、或ハ文章をきわめ、或相伝をたゞして、我等か子孫之中シテ、わづらひを申へからず、若又他人よりして違乱申事あらハ、雖及後代、旦那之子孫としてハ、見はなち申へからず、面々其力を合て致其沙汰、如本可付当寺者也、

(f) 一旦那方より、掛塔僧の挙あるへからず、  
〔搭〕  
(大蟲金等)

(g) 一開山塔頭宗昌寺と本寺との旦那、若ハ一族、或兄弟、或父子之間にも、いかなる子細候とも、両寺之寺領、又ハ僧衆の御事に、わづらひを申へからず、縦在家之間にハ不和の義候とも、御寺へむけて、いつかたよりも子細を思ひ申へからず候、

右、此条々、為後代所定置也、若又子孫之中、万一有背申者、可得不教之罪、罷マツ三宝御罰者也、仍所定置之状如件、

觀応元年八月四日

沙弥長中在判 越智貞家在判 僧 宗信在判

(11名略)

(5行分空白)

宗昌寺旦那

比丘尼宗昌在判 越智經孝在判 (一行空白)

(以下、19名略)

〔史料4〕は、觀応元年（1350）と、〔史料3〕よりはだいぶ年代的にさかのぼったものであるが、伊予大通寺・宗昌寺規式案である<sup>(13)</sup>。ここにみえる伊予の大通寺（愛媛県北条市所在。曹洞宗）は、南北朝期、河野通朝の開基で、史料中の記載などから、宗昌寺は大通寺の塔頭であると考えられる。署判者にみえる越智氏は、これらの寺の檀那であるとされている<sup>(14)</sup>。すると、この史料は、中興開山の大蟲全岑と越智氏が、大通寺と宗昌寺の運営に関して、取り決めたものと考えられる。

〔史料4〕の下線部(f)では、伊予の大通寺・宗昌寺では、檀那からの推挙で掛搭僧（=寺内に滞在する修行僧）を入寺させてはならないと定めている。また、〔史料4〕の下線部(d)では、寺内の造営用木の伐採についても、檀那による伐採を禁じている。このように、檀那の干渉を禁止した内容になっている。

掛搭僧の入寺制限の規定は、五山にかかる室町幕府法にもみえており、それは定員以上の禪僧の止住を禁止するものが多い<sup>(15)</sup>。これは、居住僧の増加が寺院経済を無用に圧迫することを防ぐ目的もあったと考えられる。また、住持の任命に関しては、「康永之法厳重之間、理運器用に任せて、撰補せらるべきの処、近年真俗之口入により、參差之儀出来之条」とあり、こうした「真俗之口入」を禁止している<sup>(16)</sup>。

このように、從来から指摘されてきた五山以外でも、檀那側が、寺院に対する経済的な影響力を背景に、住持や寺官などの寺内の人事などに干渉する

ことが恒常化していたことを、これらは示している。

これに対して、寺院側では、寺としての自立性や公平性の維持を志向していたことを示すものといえよう。

### (3) 寺領と檀那

〔史料5〕

禁制	美江寺
〔一脱力〕 甲 乙人等執宿事、 <sup>附</sup> 軍勢執陣事	
一寺領祠堂物等之煩并先例之破寺法事	
<u>(h) 一寺領坊領売買并諸寄進檀那之子孫違乱之事</u>	

(2カ条略)

右条々、於違犯之輩者、速可被処罪科之由候也、仍執達如件、

天文八年十二月 日 左近大夫 (花押)

〔史料5〕は、美濃の美江寺（岐阜市所在。天台宗）に宛てた美濃守護土岐氏の禁制で、守護代齋藤利政（道三）が、その意を奉じた形式になっているものである<sup>(17)</sup>。

〔史料5〕の下線部(h)によれば、寺領の売買や寄進された所領を、寄進主の子孫が違乱することを禁じていたことがわかる<sup>(18)</sup>。前掲の〔史料4〕の(c)(e)(g)の箇条においても、同様の趣旨のことがみており、それだけ寄進地の後代における違乱が問題になっていたと考えられる。

〔史料6〕

一 檀家方として、進退せしむる諸寺庵領、坊主・看坊の所行として、与奪・譲・沽却等、棄破せらるべし。ただし、坊主たりといへども、看坊たりといへども、本寺領の外、私の買得の地においては、各別たるべき事。

〔史料6〕は、近江六角氏の分国法である「六角氏式目」の第8条である<sup>(19)</sup>。これによれば、檀家方が進退している寺庵領を、坊主や看坊（禅宗や真宗などで寺院を監守する僧。留守居僧）が、譲与・沽却することは認めない。た

だし、坊主であっても、看坊であっても、本寺領以外の各自が私的に買得した土地は別で、こちらは譲与・沽却を認める、と解される。

伊達氏の「塵芥集」第15条にも同趣旨の箇条がある。それが、つぎの〔史料7〕である。

#### 〔史料7〕

一 先々よりの寺領、時の住持みだりに沽却せしむる事、余の所帶買得せしめ、かれは、わたくしに買得のよし申、俗縁の輩、又は寵愛の人に譲る事あるべからず。たゞし先々の寺領に手を付ず、時の住持福裕のうへ、買地をいかほどいたし候とも、その主のまゝたるべし。且那の競望あるべからざるなり<sup>(20)</sup>。

〔史料7〕によれば、住持による勝手な寺領の売却をいさめると同時に、裕福な住持が買った土地を且那が競望することを禁じている。

これらのいくつかの事例から、寺檀双方の期待と不満が明確になる。寺側からみれば、檀那（子孫）の寄進寺領に対する違乱が、檀那側からみれば、住持などによる恣意的な寺領の売却などが、問題だったのである。

## 2. 『蔭涼軒日録』にみえる檀那

### (1) 檀那の検出

#### 【『蔭涼軒日録』にみえる寺檀（師檀）関係一覧】

##### A. 南禅寺関係

###### ①(南禅寺)積善庵

・・・伊勢伊勢守(貞親力)〈長禄4年(1460)4,10条(1-255)〉

②(南禅寺)仙館院・・・大館氏 〈長享2年(1488)9,16条(3-246)〉

##### B. 相国寺関係

###### ①(相国寺)常徳院未寺正法寺

・・・馬淵被管永原 〈長禄3年(1459)12,8条(1-236)〉

②(相国寺)大徳院・・・一色義貫力 〈長禄3年(1459)12,23条(1-240)〉

- ③(相国寺)古幢和尚  
 　　・・・細川讚岐(成之カ)〈寛正6年(1465)2,13条(2-8)〉
- ④(相国寺)大徳院  
 　　・・・一色大夫(義直カ)〈寛正6年(1465)11,24条(2-60)〉
- ⑤(相国寺)法住院(のちに足利義澄檀那塔となる)  
 　　・・・日野殿 〈文正元年(1466)3,28条(2-123)〉
- ⑥(相国寺)普広院(足利義教檀那塔)  
 　　・・・九郎? 〈文明18年(1486)5,20条(2-336)〉
- ⑦(相国寺)鹿苑院(足利義満檀那塔)  
 　　・・・細川(持賢)殿 〈文明19年(1487)1,20条(2-421)〉
- ⑧(相国寺雲頂院)雲沢軒  
 　　・・・右典厩(細川持賢)〈文明19年(1487)1,20条(2-421)〉
- ⑨(相国寺)普広院(足利義教檀那塔)  
 　　・・・京兆(細川持賢)〈長享2年(1488)6,24条(3-192)〉
- ⑩(相国寺)常徳院(足利義尚檀那塔)  
 　　・・・日野殿 〈長享3年(1489)5,12条(3-402)〉

### C. 東福寺関係

- ①(東福寺)栗棘庵  
 　　・・・畠山修理大夫(義就カ)〈長祿2年(1458)4,7条(1-171)〉
- ②(東福寺)大慈院・・・六角氏 〈長祿2年(1458)6,23条(1-177)〉
- ③(東福寺)興善院  
 　　・・・土岐美濃守(持益カ)〈長祿4年(1460)3,20条(1-252)〉
- ④東福寺・・・光明峰寺(九条)殿 〈文明16年(1484)11,14条(2-174)〉
- ⑤(東福寺)宝渚庵・・・一条殿 〈文明17年(1485)12,4条(2-272)〉
- ⑥(東福寺)正法院・・・吉良殿檀那塔 〈文明18年(1486)1,18条(2-289)〉
- ⑦東福寺の檀那を九条家と一条家が相論  
 　　・・・〈文明18年(1486)3,21条(2-314)〉

## ⑧(東福寺)常照院之坊

・・・上池院三位法眼檀那處 〈文明18年(1486)1,18条(2-289)〉

## D. その他の五山派禪院など

①仏心寺十方院・・・土岐方 〈寛正6年(1465)4,25条(2-18)〉

②肥後清源寺・・・高瀬氏 〈文明17年(1485)7,18条(2-225)〉

③周防乗福寺・・・大内左京大夫政弘 〈文明17年(1485)12,2条(2-271)〉

④嵯峨大慈庵・・・松木宗宣 〈文明18年(1486)7,15条(2-367)〉

⑤存首座・・・高兵部少輔 〈文明19年(1487)4,27条(2-471)〉

⑥安樂寺周岱首座

・・・町野加賀守敏康 〈文明19年(1487)4,27条(2-471)〉

⑦等持寺住持・・・京極殿 〈文明19年(1487)7,10条(2-520)〉

## E. 五山以外(不明分を含む)

①妙法院・・・土岐美濃守(持益力) 〈文正元年(1466)3,29条(2-123)〉

②知恩院・・・烏丸家 〈文明16年(1484)12,16条(2-180)〉

③太秦安樂院・・・町野加賀守敏康 〈文明18年(1486)2,16条(2-301)〉

④安養寺(常在光寺)

・・・後藤五郎右衛門尉 〈長享3年(1489)1,14条(3-315)〉

⑤成就心院本願檀那

…伊勢国八田氏(細川上総介被官) 〈文明19年(1487)8,12条(2-555)〉

この【『蔭涼軒日録』にみえる寺檀(師檀)関係一覧】(以下、これを【一覧】と略記する)は、『蔭涼軒日録』(続増補史料大成、臨川書店)1~3にみえる寺檀(師檀)関係を示す記事を一覧にしたものである。

記載内容は、左から、対象の寺社・塔頭・僧名・・・檀那の名前、〈 〉内は『蔭涼軒日録』の〈収載年月日(巻-頁数)〉となっており、適宜、( )内に注記を加えた。便宜のため、事例は寺院やその性格別にA~Eに分類し、各項の事例は原則として年代順に配列して、①以下の番号を付した。

五山の塔頭や寮舎に関する寺檀（師檀）関係については、上述のように、玉村氏の指摘があるが<sup>(21)</sup>、具体的な検討がなされているとはいがたい。

【一覧】によれば、室町幕府の重臣（京兆=管領の細川氏、畠山氏、政所執事の伊勢氏など）をはじめ、守護（土岐氏、六角氏など）、奉行人（町野氏）などが、南禅寺、相国寺、東福寺などの塔頭や寮舎をはじめとする諸寺院の檀那として、寺檀関係を結んでいたことが明らかとなる。

日野氏（公家。足利將軍家に正室を入れる家柄）のように、相国寺寺内の複数の塔頭の檀那になっている事例もあり、寺檀の関係は単線ではなく、複数の塔頭との関係が明らかとなる。

歴代將軍の檀那塔である相国寺鹿苑院（足利義満）、相国寺普広院（足利義教）などには、將軍家ののみならず、將軍家ととりわけ縁の深い管領細川氏や日野氏などが檀那になっていることが判明する。

それ以外の五山の有力な塔頭では、土岐、六角、一色氏などの幕府の有力者がみえている。

この点、五山の塔頭と檀那に関して、將軍檀那塔—將軍家と最も縁の深い人々、檀那塔以外の塔頭—それ以外の重臣層、こうした一種の階層的な構造があった可能性もある。

また、吉良氏のように、東福寺正法院を檀那塔として、とくに保護すると同時に、一族の氏寺、信仰の拠点とする場合もあったのである。

## (2) 五山での檀那の役割

〔史料8〕『蔭涼軒日録』長祿二年(1458)四月七日条

栗棘庵御成、煎点、畠山修理大夫殿、以為檀那故、御相伴被參、蓋旧例也、

〔史料9〕『蔭涼軒日録』長祿三年(1459)十二月二十三日条

大徳院御成、御斎、御宿直物、被献後、御扇子廿柄、高檀紙十帖、献之、  
一色以院之檀那之故、御相伴被參也、

〔史料8〕と〔史料9〕は、いずれも足利義政が、それぞれ東福寺栗棘庵、

相国寺大徳院に御成した時の記事である。〔史料8〕は、【一覧】のC-①にあたる記事で、畠山修理大夫（義就）が栗棘庵の檀那だったので、義政に相伴したことが知られ、それが旧例であったという。〔史料9〕は、【一覧】のB-②にあたる記事であり、大徳院の檀那であったが故に、一色氏が義政に相伴したことがわかる。

〔史料10〕『蔭涼軒日録』長禄四年(1460)三月二十日条

興善院檀那土岐美濃守、参侍而在于寺中、蓋御成為警固也、

〔史料11〕『蔭涼軒日録』長享二年(1488)六月二十四日

普広院京兆者為師檀之間、以別義毎年有門役也、

〔史料10〕は、【一覧】のC-③にあたる記事である。これによれば、將軍義政の東福寺興善院への御成に際して、興善院の檀那であった土岐氏は、義政の警固のために、寺中に参侍していたことがわかる。また、【一覧】のB-⑨にあたる〔史料11〕によれば、足利義教の檀那塔である相国寺普広院と、京兆（=細川持賢）が師檀の関係だったので、持賢は特別に毎年門役を務めていたと解釈される。

このように、幕府重臣や守護層の檀那は、御成という儀礼においては、檀那寺と大檀那とでもいべき室町将軍との間に入って、相伴して儀礼を彩り、寺家を引き立てる役割を果たしていた。それと同時に、檀那の武力は、檀那寺を警護する役割も担っていたことが知られるのである。

すでに指摘されているところであるが、これ以外にも、諸山などの住持を、檀那である各国の守護が推挙することも少なくない<sup>(22)</sup>。また、檀那と号して寺領を掠め取る者もあった。こうした点は、前節まででみてきた地方寺院の事例と同様である。

## おわりに

一般的にいえば、寺院が檀那によって支えられていたことはまちがいない。しかしながら、中世後期の史料にみえる檀那とは、寺院・僧侶を経済的に支

え、功德を求める、といった誠実な人々だけではなく、坊職や住持などの寺内人事にも干渉し、開基（中興）檀那の子孫たちは、先代の檀那が寄進した寺領に違乱を加えることもあったのである<sup>(23)</sup>。同時に、寺院・僧侶の側も、寺領の私物化を志向するなど、秩序（契約）を乱す者が存在したのである。

笠松宏至氏によれば、鎌倉後期には、一度仏に寄進したものは、取り返すことはできないという法理が形成されたと指摘されている<sup>(24)</sup>。また、そうした「仏物」「僧物」「人物」という三つの界が、時代とともに徐々に崩壊していったとされる<sup>(25)</sup>。笠松氏も指摘するように、檀那側には、寄進物を「仏物」として永続的なものとしたいという意向があり、寺側では、「仏物」を「僧物」に転化し、私物化したいという欲求があった。こうした相矛盾する期待のため、中世後期に向けて、寺檀双方で上述の法理を破る者が増加し、その双方であらためて意向を確認し、契約する形でつくられたのが、これまでみてきたような寺院の規式などであったと考えられる。

原田正俊氏は、五山関係を中心とした寺院の規式から、禅僧の任免・昇進が「公界」の論理、すなわちコネや財力よりも、器用（能力）を基本とした公平性が重視されていたとし、また、「寺家内部を常住公界化することにより、寺僧自身も仏物の使用の制限を受けるものの」在地領主層などからの介入を防止することになり、檀越側からみても、寄進した所領などが、寺僧によって私物化されることなく、真に仏物・三宝物となるというメリットがあったとされる<sup>(26)</sup>。

五山内では、室町幕府の重臣や有力守護などが、山内の塔頭や寮舎の檀那となっていた。その檀那たちは、將軍御成という儀礼に際しては檀那として相伴し、同時にその寺の警護をしていたのである。將軍御成に檀那である幕府の重臣が相伴していることは、將軍御成が五山側の経済的な負担ではなく、その元手が武家の檀那から出されている可能性も想定すべきであろう<sup>(27)</sup>。このことは、室町幕府と五山の経済的な関係を見直す必要を示唆しているものと思われる。

山口隼正氏は、五山の入寺関係史料から、南北朝末期から室町初期、京都五山の東福寺では、開基の九条家よりも足利将軍家が「大檀那」として上位に置かれるなど、政治的な力関係によって、五山の中でも檀那（大檀那）に対する意識が変化しつつあったと指摘された<sup>(28)</sup>。また、斎藤夏来氏は、室町將軍による地方禪院の住持補任を示す公帖発給は、地方の禪院の檀那である守護・国人層に、將軍が高名な禪僧を「分与」するものであったと提起された<sup>(29)</sup>。

檀那と大檀那、それが俗的な主従制的な関係（守護・国人層－將軍家）においても反映するという構造は、上述の室町將軍の御成と、それにともなう幕府重臣らの行動などにも表れているといえよう。

また、檀那である幕府の重臣が五山塔頭の警護をしているという事実は、南都・北嶺などといわゆる僧兵と呼ばれる武力を抱えていたのと異なり、五山が武力を持たなかつたということを説明する手がかりとなる可能性もあるう。

本稿は、中世後期の「檀那」の様相を自分なりに整理した、素描とでもいいうべきものである。漠然としたテーマゆえ、個別の寺院に関する先行研究を十分に採りいれられなかった。これらの点は今後の課題である。

## 註

- (1) この点の代表的な業績として、圭室文雄氏『日本佛教史 近世』(吉川弘文館、1987年)をあげておく。なお、檀家の形成が、上からの強制であったとする圭室氏らの説に対して、大桑齊氏『寺檀の思想』(教育社歴史新書、1979年)が批判的な検討を行っている。このほか、江戸時代における多様な寺檀関係については、朴澤直秀氏「寺檀制度をめぐる通念と情報」(『歴史学研究』911号、2013年)および、同論文の主要参考文献などを参照。
- (2) 熊野の檀那に関する代表的な論考として、寶月圭吾氏「熊野詣と御師

の発達」(同『中世日本の売券と徳政』所収、吉川弘文館、1999年。初出1933年)、小山靖憲氏『中世寺院の莊園制』(塙書房、1998年)「第十一章 熊野の旦那売券と地域研究」、宮家準氏『熊野修驗』(吉川弘文館、1992年)「第四 熊野の先達と檀那」をあげておく。なお、辞典の語釈としては、小学館『精選版 日本国語大辞典』(2006年)の「檀那・旦那」の項には、熊野の檀那職について言及がある。

- (3) 黒田氏『寺社勢力』(岩波新書、1980年)。
- (4) 玉村氏「五山叢林の塔頭に就て」(同氏『日本禪宗史の研究 上』所収、思文閣出版、1976年)。
- (5) 拙稿「戦国期今川氏領国の職人について—寺社との関係を中心にして—」(歴史学会『史潮』新34・35合併号、1993年)。
- (6) 正和五年カ(1316カ)五月廿三日 院執権平大納言書状案(清水寺文書22号、『兵庫県史 史料編中世二』157ページ。22号という史料番号は、この『兵庫県史 史料編中世二』でのものである。以下同じ)。
- (7) その奉加状とは、正和五年四月二日 後伏見上皇奉加状案(清水寺文書20号、『兵庫県史 史料編中世二』156ページ)のことである。この点、〔史料1〕に関する同書の文書解説による。
- (8) 山折哲雄編著『仏教用語の基礎知識』(角川選書、2000年)39~40ページ。
- (9) 小学館『国語大辞典』(1981年)の「十方」の項の「十方檀那」による。
- (10) 古簡雜纂上長興寺蔵(佐藤進一氏・百瀬今朝雄氏編『中世法制史料集』第四卷〈岩波書店、1998年〉161~162ページ)。
- (11) この点については、『角川日本歴史地名辞典 愛知県』の「長興寺」の項、および『寛政重修諸家譜』卷十四(続群書類從完成会)317ページ、「戸田氏」の項による。
- (12) 頭陀寺文書(佐藤氏ほか編前掲『中世法制史料集』第四卷、222ページ)。
- (13) 宗昌寺文書(佐藤氏ほか編前掲『中世法制史料集』第四卷、52~53ペー

ジ)。

- (14) 以上は、『角川歴史地名辞典 愛媛県』の「大通寺」の項による。
- (15) 「室町幕府法」追加法 109・118条（佐藤進一氏・池内義資氏編『中世法制史料集』第二巻〈岩波書店、1957年〉47・52ページなど）。
- (16) 引用にあたり、「室町幕府法」追加法 106条（註(15)前掲書、46ページ）を、田中が読み下しにした。
- (17) 斎藤利政奉美江寺禁制（美江寺文書、佐藤氏ほか編前掲『中世法制史料集』第四巻、223ページ）。
- (18) 奥田真啓氏『中世武士団と信仰』（柏書房、1980年復刊）351ページに載せる「濃陽諸士伝記」によれば、土岐氏は美江寺の旦越であったと記されており、この寄進主には土岐氏も含まれる可能性もある。
- (19) 「六角氏式目」第8条（石井進氏ほか校注『日本思想大系 中世政治社会思想 上』〈岩波書店、1972年〉282ページ）。
- (20) 「塵芥集」第15条（註(19)前掲書、211～212ページ）。
- (21) 玉村氏前掲論文。
- (22) この点については、今枝愛真氏『中世禅宗史の研究』（東京大学出版会、1972年）、同氏『禅宗の歴史 改訂増補版』（至文堂日本歴史新書、1986年）など参照。
- (23) こうした檀越による寺院への干渉や侵害が8世紀までさかのぼりうることは、五島正樹氏「檀越について」（竹田聰洲博士還暦記念会編『日本宗教の歴史と民俗』所収、隆文館、1976年）に叙述がある。
- (24) 笠松氏「仏陀施入之地不可悔返」（同氏『日本中世法史論』所収、東京大学出版会、1979年。初出は1971年）。
- (25) 笠松氏「仏物・僧物・人物」（『法と言葉の中世史』所収、平凡社ライブラリー、1993年）。
- (26) 原田氏『日本中世の禅宗と社会』（吉川弘文館、1998年）第二部第四章「中世禅林の法と組織」。引用は、302ページ。

- (27) 今谷明氏『室町幕府解体過程の研究』(岩波書店、1985年) 第1部第1章「室町幕府の財政と莊園政策」などによれば、室町將軍の五山禪院への御成にともなう獻物等が、幕府（將軍家）の經濟においてかなりの位置を占めていたとされ、拙稿でも同様の指摘をした（拙稿「中世後期における「礼錢」「礼物」の授受について—室町幕府・別奉行・東寺五方などをめぐって—」『経済学論纂』第35巻4号、1994年12月）。これに対して桜井英治氏は、そうした獻物は五山から將軍に獻上されると同時に五山に寄進されたのであり、幕府や將軍家の財源になっていたわけではないとされた（たとえば、同氏「日本中世の贈与について」『思想』887号、1998年など）。私は五山から將軍への獻物のうち、とくに注記がないものは、將軍側が受け取ったという立場をとる。
- (28) 山口氏「入寺語録の構造と年表」(『東京大学史料編纂所研究紀要』第8号、1998年3月) など。
- (29) 斎藤氏『禪宗官寺制度の研究』(吉川弘文館、2003年) 第一章～第三章など。

### 《付記》

本稿は、中央史学会第26回大会（2001年6月30日、於中央大学多摩校舎3号館）における同題の報告を補訂して、活字化したものである。一部の史料を削除し、報告後に出されたいいくつかの論著を補訂したほかは、論旨については基本的には変更はない。

口頭報告からだいぶ時間が経過しており、現在の筆者の関心はまったく別のところにあるため、報告後のこの分野の研究の進展については心許ないが、一つの区切りとして公刊するものである。諸賢の叱正を乞う。